

船橋市国際交流特使設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、船橋市（以下「市」という。）の国際交流を推進するため設置する船橋市国際交流特使（以下「特使」という。）について定める。

(任務)

第2条 特使の任務は、市長の命を受け国際交流に資する職務を行うこととする。

(委嘱)

第3条 特使は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の公職にある者又は市の公職にあった者
- (2) 市の国際交流に携わっている者又は携わった者
- (3) その他市長が特使として相応しいと認める者

(任期)

第4条 市長は、特使の必要な任期を定めるものとする。

2 特使は、再任されることができる。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、特別な事由があるときは、特使を解嘱することができる。

(報酬等)

第5条 特使に対する報酬は、支給しない。ただし、特使の任務遂行のために、次に掲げるものを支給することができる。

- (1) 名刺
- (2) 国際交流の推進に必要と認める資料
- (3) 任務遂行のために必要となる経費
- (4) その他市長が必要と認めたもの

(災害補償)

第6条 特使の任務遂行中の災害に関する補償については、議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第33号)の規定に準じて補償する。

(庶務)

第7条 特使に関する事務は、市長公室国際交流課で行う。

附 則

この要綱は、平成26年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月11日から施行する。